



○合葬墓の特徴

親類縁者がいない方やお墓の承継が困難な方が増えてきており、お墓で困っている方への1つの選択肢になるように合葬墓を整備しました。

合葬墓は町が管理しますので、お墓の承継問題や無縁化への心配がありません。また、宗教性を帯びない施設として設置しますので、どなたでも使用できます。

○ 使用要件

- ◇本町に住所又は本籍を有する者
- ◇本町に住所又は本籍を有していた者の焼骨又は改葬焼骨を埋葬しようとする者
- ◇本町の墓地の使用者であって、その墓地を返還し改葬焼骨を埋葬しようとする者

○ 合葬墓使用料及び粉骨処理料

- ◇合葬墓使用料
焼骨1体あたり 5,000円 ※6体目以降は無料
- ◇粉骨料金
焼骨1体あたり 25,000円 ※6体目以降は16,500円

○ 申請から納骨までの手順

まずは町民生活課へご相談ください。

申請

- ・ ①町民生活課へ、合葬墓使用許可申請書と必要書類を提出します。

納付

- ・ ②申請書確認後、納付書を窓口又は郵送しますので、納入期限までに指定金融機関にて使用料を納付してください。

許可

- ・ ③使用料の納入確認後に、合葬墓使用許可証を窓口又は郵送します。

粉骨

- ・ ④合葬墓使用許可証を受け取りましたら、粉骨業者(北拓石材工業(株)又は(株)ニチロ静内どちらか)へ粉骨を依頼して下さい。

納骨

- ・ ⑤納骨は、納骨立会者(職員)の指示を受けて許可者又は遺族等が合葬墓へ納骨して下さい。

○ 注意事項

- ◇合葬墓に納骨後は取り出すこと(改葬、返還)が出来ません。必ず親族間でよく話し合ってからお申し込みください。生前予約は受付けておりません。
- ◇料金は支払期限までに納入し、納入後はいかなる理由があっても料金は返還しません。
- ◇合葬墓は宗教性を帯びない施設として設置しますので町では儀式等は行いません。
- ◇墓誌は設置しませんので、故人のお名前を刻むことはできません。
- ◇粉骨処理した人骨以外(副葬品など)は埋蔵できません。
- ◇冬期間は、除雪及び納骨は行いませんのでご了承願います。

○ 合葬墓への案内図



○ 使用申込み及び問合せ先

新冠町役場 町民生活課 環境衛生係

TEL 0146-47-2112

FAX 0146-47-2496

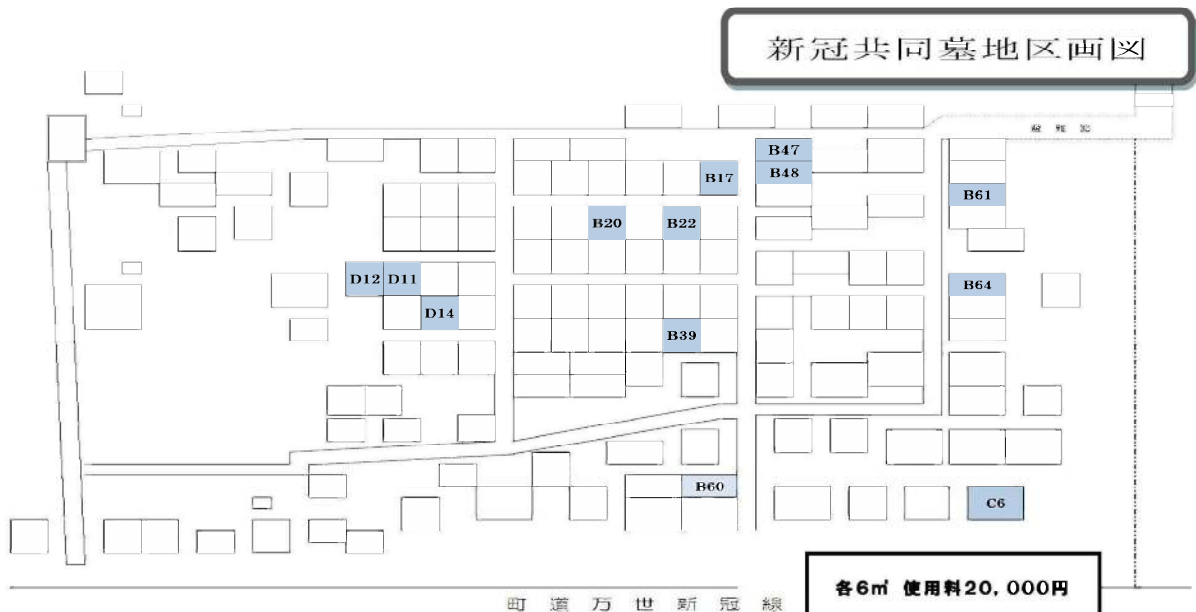
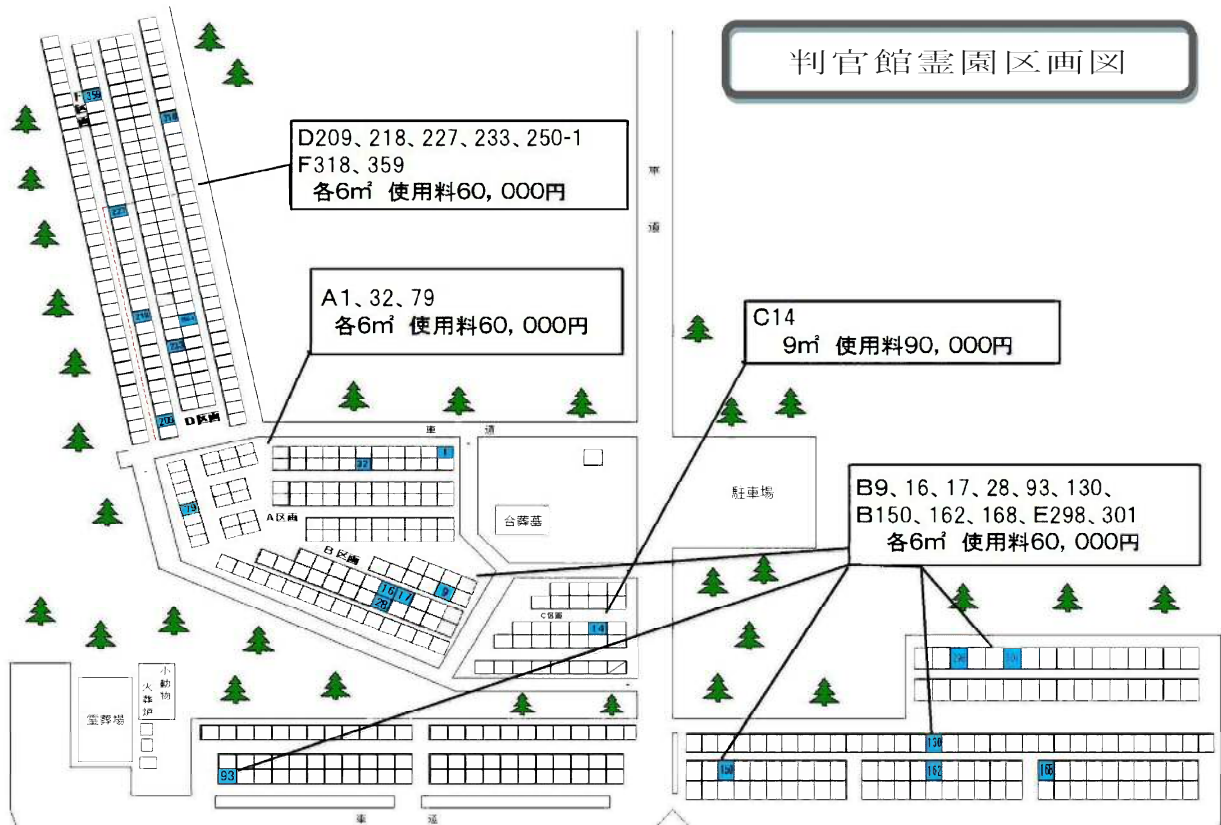
E-mail : jyuminfukusi@niikappu.jp

判官館霊園・新冠共同墓地の使用者募集について

判官館霊園と新冠共同墓地の区画に空きがありますので、ご希望の方は、申込前に必ず希望区画を確認のうえ電話又は窓口へお申込み下さい。

募集条件

- ・新冠町に住所を有する方
- ・決定後1年以内に建立出来る方
- ・使用料を決定後1週間以内に納付出来る方



申し込み・お問合せ先

町民生活課町民生活グループ環境衛生係 TEL0146-47-2112(直通)